

除草等業務委託契約書(案)

新潟県上越利水事務所(以下「甲」という。)と

(以下「乙」という。)とは、上越利水事務所除草等業務について、次の条項により委託契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は次の業務(以下「業務」という。)を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- (1) 業務の内容 上越利水事務所場内の指定された箇所の除草及び除草剤の散布等
- (2) 実施場所 上越利水事務所(上越市大字寺2地内)場内の別紙箇所
- (3) 実施方法 業務仕様書による。

(委託期間)

第2条 業務の委託期間は、令和8年4月1日から令和8年11月30日までとする。

(業務報告書等)

第3条 乙は業務完了の際、業務報告書(様式1)を作成のうえ甲に提出し、甲はその履行を確認するものとする。なお、業務時に事故等が発生したときは、事故等報告書(様式2)を提出するものとする。

(委託料)

第4条 甲は、業務の委託料として、金 円(うち取引にかかる消費税及び地方消費税 円)を乙に支払うものとする。

(委託料の支払い)

第5条 乙は、委託料の請求書を甲に提出するものとし、甲は、適正な請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(業務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、業務を第三者に譲渡及び再委託することができないものとする。

(機密の保持)

第7条 乙は、業務の遂行上知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙が本業務を履行しないとき、又は、本契約に違反したとき。
- (2) 乙が、故意又は過失により甲に損害を与えたとき。
- (3) 正当な理由により、乙が甲に対して契約解除を申し出たとき。
- (4) 甲の委託方針が変更されたとき。

(損害賠償)

第9条 前条第1号又は第2号の規定により契約が解除された場合において、乙は甲の請求する損害賠償金を支払わなければならない。

- 2 前項のほか、乙は、甲又は第三者に損害を与えた場合は、一切乙においてその責めを負担するものとし、乙の管理に係る人身及び機器等の損害についても同様とする。

(その他)

第10条 本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、新潟県企業局財務規程によるほか、甲乙協議の上定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。)

令和 年 月 日

住所 上越市大字寺2
甲 氏名 新潟県上越利水事務所長

住所
乙 氏名